

4 経営組織別・規模別組織状況（第4表）

組合数比では、「民間」が92.1%、「国公営」が7.9%であり、組合員数比では、「民間」が96.1%、「国公営」が3.9%である。

組合員数を経営組織別・規模別にみると、民間の企業規模「5,000人以上」が全体の49.0%、「1,000～4,999人」が20.2%で、これら大手企業が全体の7割弱を占めている。

第4表 経営組織別・規模別単位労働組合数及び組合員数

		組合数				組合員数			
		2025年 (組合)	構成比 (%)	2024年 (組合)	増減数 (組合)	2025年 (人)	構成比 (%)	2024年 (人)	増減数 (人)
総 数		6,316	100.0	6,421	△ 105	2,467,270	100.0	2,444,093	23,177
企 業 規 模	民間	5,819	92.1	5,914	△ 95	2,370,315	96.1	2,343,832	26,483
	29人以下	275	4.4	278	△ 3	2,052	0.1	2,114	△ 62
	30～99人	655	10.4	681	△ 26	14,684	0.6	15,187	△ 503
	100～299人	1,026	16.2	1,038	△ 12	67,478	2.7	68,003	△ 525
	300～499人	413	6.5	430	△ 17	52,022	2.1	53,163	△ 1,141
	500～999人	589	9.3	612	△ 23	123,965	5.0	126,417	△ 2,452
	1,000～4,999人	1,205	19.1	1,184	21	497,238	20.2	486,068	11,170
	5,000人以上	1,217	19.3	1,238	△ 21	1,208,991	49.0	1,180,520	28,471
その他		439	7.0	453	△ 14	403,885	16.4	412,360	△ 8,475
国 公 営		497	7.9	507	△ 10	96,955	3.9	100,261	△ 3,306

※ 民間の内訳の構成比については、端数処理のため合計が合わない場合がある。

(注)

1 企業規模の「その他」は、1組合が二つ以上の企業又は個人の労働者から組織された組合などである。

2 「国公営」には、行労法、地公労法、国公法、地公法の各適用組合員のほか、国公営の共済事業等の労組法適用組合員も含まれる。

「行労法」 …… 行政執行法人の労働関係に関する法律。主として行政執行法人の職員に適用する。

「地公労法」 …… 地方公営企業等の労働関係に関する法律。主として地方公営企業職員に適用する。

「国公法」 …… 国家公務員法。主として国の一般職員に適用する。

「地公法」 …… 地方公務員法。主として地方公共団体の一般職員に適用する。

「労組法」 …… 労働組合法。主として民間企業従業員に適用する。